

Y.S

増改築等工事証明書発行申請書（買取再販住宅用）

合同会社 Y. STORY建築事務所 御中

申込日

年

月

日

■ 税の軽減用または優遇用として「増改築等工事証明書」の交付を受けたいため、証明手続きを申請します。

区分	☐	一戸建住宅	☐	マンション
必要な証明書	☐	買取再販業者の不動産取得税軽減用 (50㎡～240㎡)	買取再販業者の不動産取得税軽減および譲受者の登録免許税軽減用に利用出来ます	
	☐	譲受者(個人の方)のローン減税用 (50㎡～ 但し年収1000万以下は40㎡以上)	譲受者(個人の方)のローン減税および譲受者の登録免許税軽減および買取再販業者の不動産取得税軽減用に利用出来ます	

・ 譲受者(個人の方)が登録免許税の軽減を行う場合は、上記証明書のコピーを住宅用家屋証明書取得時に市区町村役場に提出下さい

1. お申込者・対象住宅情報

お申込者お名前 *法人の場合は法人名で記載して下さい	☐ 買取再販業者様	☐ リフォーム事業者	☐ 仲介業者様	☐ 譲受者様(個人の方)	☐ その他()
	フリガナ				担当者名
ご住所	〒				マンション名・部屋番号(マンションの場合)
ご連絡先 *e-mailをお持ちの方は必ずご記入下さい	TEL : 携帯 : e-mail :				
証明書・請求書送付先 *申込者と異なる場合	☐ 申込者に同じ	☐ その他			
対象住宅所在地 *住居表示					マンション名・部屋番号(マンションの場合)
工事完了年月日	☐ 令和	年	月	日	連絡事項
当該住宅の建物の売買価格 (税込み予定価格)	円(税込)				×20%＝ 円(税込)

* ご注意：上段の販売価格は建物のみの価格で土地は含みません。土地建物の価格の場合は消費税等から建物価格を算出して下さい

改修工事(第1号工事～7号工事：HP参照)に要した費用の総額(税込み価格)	円(税込)	建物売買価格の20%又は300万以上 かつ100万超 (但し第4号工事～7号工事の場合は50万超)
実施した工事の内容 *必ずご記入下さい	(例：床・壁・天井のフルリノベーションを実施し、住宅設備機器についてもすべて交換した)	

2. セルフチェック

☐ 1	新築年月日(登記事項証明書で確認)が昭和57年1月1日以降かつ取得日が10年を経過した住宅である	☐ はい ☐ いいえ	「いいえ」の場合は別途耐震基準適合証明書が必要になります。ご相談下さい
☐ 2	不動産取得税軽減用は住宅の床面積(登記事項証明書で確認)が50㎡以上240㎡以下である	☐ はい ☐ いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません
☐ 3	取得後2年以内に個人の方に譲渡している又はする予定	☐ はい ☐ いいえ	「いいえ」の場合はご利用できません

3. 必要書類(本申込書と併せてご提出下さい。書類は返却致しませんので必ずコピーを提出下さい)

☐ 1	建物の登記事項証明書の写し(土地は不要)	改修工事を行った家屋のもので、権利部に買取再販業者名が記載されていること
☐ 2	工事請負契約書の写し	工事請負契約書の写しがない場合は請求書と振込明細書、領収書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるもの
☐ 3	工事内訳書(見積もり書)	工事内容が確認できるもの
☐ 4	間取図面(変更前・変更後)	間取りの変更がない場合は現在の間取り図があれば結構です
☐ 5	工事写真	改修工事前と後の写真(各部屋1枚程度。屋根・外壁をリフォームしている場合は外観必須)。工事前の写真がない場合はご相談下さい
☐ 6	【ローン減税優遇の場合】譲渡先との売買契約書の写し	ローン減税優遇の発行の場合で契約済みの場合。未契約の場合は不要です

・ 4～7号工事の場合は上記の必要書類に加え具体的な工事内容を確認出来る資料や仕様などの提出をお願いする場合があります

・ 発行申請書受付にあたりセルフチェック等は簡易審査を行うもので証明書を必ず取得できることを保証するものではありません。

・ 当社は、取得した個人情報(申し込みの目的以外)に使用しません。その他弊社プライバシーポリシーに乗っ取り取り扱います。従って本件に係る調査、証明書の送付及びこれらの業務に係る質疑連絡等に関して使用いたしません

Y.S

合同会社 Y. STORY建築事務所

〒207-0023 東京都東大和市上北台3-429-3-401

TEL 042-563-5083

E-mail info@y-story.jp

受付番号	担 当	受 付
—		
検査区分	増改築等証明書	
証明書料金		